



### 1. 電気自動車・ハイブリッド車のプライベート使用

電気自動車利用促進のため、国からの補助金とメーカーからのディスカウントに加えて、税的優遇措置が取り決められました。自動車税法第3d条で取り決められている電気自動車への免税のほか、税込新車販売価格が減額されることにより、これをもとに算出される社用車での通勤およびプライベート利用にかかる課税対象額が少なくなります。

この措置は取得年と性能によって下記のように区別されます。

No.	取得年	EV	PHV	前提条件	プライベート使用における優遇措置
1	2013-2022	○	○	規定なし	kWhと取得年により算出されたバッテリー案分率に基づき税込新車販売価格を減減
2	2019-2024	○	○	No.3に該当せず、CO2排出量最大50gもしくは最低40km(2022年以降は最低60km)の電気走行が可能であること	税込新車販売価格の50%を課税基準額とする
3	2019-2030	○	×	CO2排出量ゼロ 税込新車販売価格最大6万ユーロ(2019年:4万ユーロ)	税込新車販売価格の25%を基準額とする
4	2025-2030	○	○	No.3に該当せず、CO2排出量最大50gもしくは最低80kmの電気走行が可能であること	税込新車販売価格の50%を基準額とする

この優遇措置は、従業員の通勤やその他のプライベート利用だけでなく、事業者による社用車のプライベート利用や課税対象となる社用車での通勤にも適用されます。ここでは、いわゆる1%ルールの計算時に基準となる税込新車販売価格が減額され、通勤利用に関する課税対象額が少なくなることで節税となります。走行記録簿をもとに計算する場合には、車両購入価格がその分減額されます。

#### 例

2021年1月に取得した業務用の電気自動車を、走行記録簿によれば80%業務目的、20%プライベート目的で使用している(税込新車販売価格56,000ユーロ、ネット額42,000ユーロ)。この車は上記のリストでのNo.3に該当する。

取得額42,000ユーロ × 25%	10,500ユーロ
減価償却費(耐用年数6年)	1,750ユーロ
+ 保険費用	1,000ユーロ
+ 電気代	900ユーロ
= 合計金額	3,650ユーロ
2021年プライベート利用分(20%)	730ユーロ

この例がプラグインハイブリッド車だった場合、購入価格の50%を基準額とし、電気代の他、燃料費が考慮されます。

## 2. 社用車購入の際の従業員負担

従業員が社用車をプライベートで利用する場合、その利用分は所得税および社会保険料対象の給与となります。この利用分はいわゆる1%ルールによって算出されます。従業員が正規の走行記録簿を付けている場合、1%ルールによる算出額の代わりにプライベート利用で実際にかかった費用を利用分とすることが可能です。

従業員が社用車を利用する際に料金を支払っている場合、その金額に応じてその年における課税対象の利用分が0ユーロまで減額となります。料金が利用分を上回っている場合、余剰分は税務上考慮されることはありません。

また、社用車を取得する際に従業員が購入価格の一部を負担する場合、その分を課税対象の利用分から差し引き、更に残額がある場合には翌年に繰り越すことが可能です。

しかしこの繰越に関して連邦財務裁判所はこの度、この負担額を利用期間内で均等に分けなければならないとの決定を下しました。

### 例

従業員が社用車(税込新車販売価格5万ユーロ)購入の際に、2万ユーロを96ヶ月(8年)に分けて負担した。

利用分	月額(1%)	500ユーロ
	年額	6,000ユーロ
従業員負担分		20.000ユーロ

	従来	連邦財務裁判所		従来	連邦財務裁判所
1年目	6,000ユーロ	2,500ユーロ	5年目	0ユーロ	2,500ユーロ
2年目	6,000ユーロ	2,500ユーロ	6年目	0ユーロ	2,500ユーロ
3年目	6,000ユーロ	2,500ユーロ	7年目	0ユーロ	2,500ユーロ
4年目	2,000ユーロ	2,500ユーロ	8年目	0ユーロ	2,500ユーロ

また、雇用者と従業員が合意の上で支払い方法と支払額の分配期間を決めることは原則として認められます。この見解によれば、従業員負担分を利用期間内(ここでは96ヶ月)に均等に振り分けることで、社用車のプライベート利用が予定より早く終了した場合に残りの負担分を従業員へ還付することが可能です。

## 3. ミニジョブ: 法定最低賃金の引き上げ

最低賃金審議会は2020年6月、法定最低賃金を段階的に引き上げることを決定しました。これにより、最低賃金は今後下記の金額となります。

2021年7月1日以降	9.60ユーロ(2021年1月1日以降9.50ユーロ)
2022年1月1日以降	9.82ユーロ
2022年7月1日以降	10.45ユーロ

少額賃金での雇用(いわゆるミニジョブ)の場合、ミニジョブの収入限度額である月450ユーロ(これについての変更はありません)を最低賃金引上げ後も超えないよう、場合によっては労働時間を減らすなどの調整を行う必要があります。収入が限度額を超えた場合、賃金税や社会保険料が発生する可能性があります。

## 4. 人的会社に資本会社と同様の課税オプションを導入

ドイツ税制における問題のひとつに、人的会社と資本会社に対する課税方法の違いがあります。人的会社の利益には、社員がこれを受け取るかかどうかに関わらず最大で45%の個人所得税が課せられる一方、資本会社では事業税と法人税を合わせて約32%程度の税負担となります。資本会社が利益を積み立てている、つまり社員に配当を行わない場合、それ以上の課税は行われず、企業の枠内における税負担は人的会社よりも資本会社のほうが軽くなります。政府はこのようなケースに対して法人税オプションの導入を計画し、これにより人的会社やパートナーシップ会社が資本会社と同様の課税方法の適用申請を行えるようになります。

この法人税オプションが導入されれば、税負担が軽減されるだけでなく、資本会社との（税務面での）対等性が大幅に向上します。人的会社の特徴である特別事業資産や特別貸借対照表などについては、オプション選択後の会社の場合は必要なくなります。

オプションを選択した場合、特に下記のような効果が生じます。

- ・社員が会社から利益を受け取った場合、配当と同様に資本所得として扱われる
- ・これまで特別報酬とされていた社員の業務に対する報酬は、賃金税対象の給与とみなされる
- ・人的会社に対する貸付金利息が資本所得として認識される
- ・社員の個人資産を人的会社に賃貸している場合、その所得は賃貸所得もしくは雑所得として認識される

法人税オプションの申請には少なくとも75%の社員の賛成が必要です。遅くとも事業年度開始1カ月前までに申請を行わなければならない、一度申請を行うと取り下げることは出来ません。こちらの法人税オプションの適用は、2022年の課税期間からとなります。

また、まだ始まっていない事業年度に対する法人税オプションの取り消しについても規定されています。この場合、翌事業年度から再度人的会社として課税が行われ、それまでに積み立てられていた利益は配当されたものとして各社員の個人所得として課税されます。法人税オプションの最低継続期間については規定されておらず、オプションの取り消しについては翌年度から可能となります。

法人税オプションの選択は広範囲に影響を及ぼします。今回の制度を利用すべきかどうかは様々な要因に左右されるため、ケースバイケースで検討する必要があります。また今回の法人税オプションについてはまだ立法手続きが済んでおらず、現在取り決められている手順に変更が加えられるかどうか注視しなければなりません。

## 5. 透明性登記簿(Transparenzregister)への登記義務

マネーロンダリングやテロリストへの資金援助規制の強化を図るため、反マネーロンダリング法が改正されました。こちらの改正により、法人の経営権を有する個人(Wirtschaftlich Berechtigter)の法人における役割や機能、また出資関係の透明性を確保するため、2021年8月1日より法人や社団における経営権を有し、企業経営を管理監督する個人(自然人)のTransparenzregister(透明性登録簿)への登記が、義務付けられました。

原則的に直接もしくは間接的に持株もしくは持分の保有率が25%を超えた個人出資者、同等の経営支配権を有する個人、もしくは企業を管理監督する個人が登記対象となります。従来、法人が商業登記簿へ登記を行う際、出資者(株主)名簿を提出し、そちらの名簿で透明性登記簿への登記が免除されていましたが、今回の改正により透明性登記簿への登記が全面的に義務化されました。

経営権を有する個人の情報が確定できない場合、その法人の代表責任者の登記が必要となります。社団法人の場合は、代表理事の登記が必要となります。

こちらの透明性登記簿への登記期限は、株式会社の場合2022年3月31日まで、有限会社の場合2022年6月30日まで、その他の会社形態は2022年12月31日までとなっています。登記は透明性登記簿のウェブサイト(<https://www.transparenzregister.de/>)でユーザー登録を行い、登記手続きを行うことができます。まだ猶予はありますが、なるべくお早めに登記手続きを行うことをお勧めいたします。

### Main Matsuri 2021

本日8月20日より、フランクフルトのザクセンハウゼン地区にて「メイン祭り2021」が開催されています。日本食の屋台や日本やドイツ各地から演者の集まるステージパフォーマンスなどを楽しみに、皆様も是非足をお運びください。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH  
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main  
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130  
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de